

伊方町公式 YouTube ページアカウント運用ポリシー

伊方町では、本町の魅力や情報を町内外に広く発信するため、伊方町公式 YouTube ページアカウント（以下「当アカウント」という）を開設します。

当アカウントを通じて情報発信を行うに当たり、利用者に誤解や混乱を招かぬよう、次の通り運用ポリシーを定めます。

1 アカウント情報等

(1) アカウント名：佐田岬チャンネル【伊方町公式】

(2) URL：

https://www.youtube.com/channel/UCN9olGjKmdTNv3jG7sOi5_g?view_as=subscriber

(3) アカウント運用者：伊方町総合政策課

2 運用方法

(1) 発信内容

ア 町政情報、伊方町に関するさまざまな情報

イ その他総合政策課が適当と認めるもの

(2) 発信時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、必要に応じて不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

(3) コメント等への対応

当アカウントでは情報発信のみを行うものとし、コメント等を行いません。

本町へのご質問・ご意見等については、本町ホームページの「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

3 禁止事項

当アカウントを利用する際は、以下の事項が含まれる投稿を禁止します。

当アカウントではユーザーが以下の投稿を行った場合には、予告なく投稿を削除すること等の必要な措置を講じる場合があります。

(1) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの

(2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(3) 犯罪行為を助長するもの

(4) 特定の個人、団体、企業、国、地域等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの

(5) 人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの

の

- (6) 本町を含む他者になりすますなど、虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害するもの
- (8) 伊方町又は第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (9) 掲載記事と無関係のもの
- (10) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的としたもの
- (11) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) その他公序良俗に反するもの及び伊方町総合政策課が不適切と判断したもの
- (14) (1)～(13)の内容を含むページへのリンク

4 知的財産権

当アカウントに掲載している全ての情報（動画、文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、本町または本町以外の原著作者等に帰属します。

当アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

5 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載している情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為については、本町は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 町民等が当アカウントの掲載情報を利用し、または信用したことにより、町民等または第三者が被った損害について、いかなる場合でも本町は一切の責任を負いません。
- (3) 町民等により投稿されたコンテンツについて本町は一切の責任を負いません。
- (4) 町民間等若しくは町民等と第三者間のトラブルによって町民等または第三者に生じたいかなる損害についても本町は一切の責任を負いません。
- (5) 当アカウントは、YouTube LLC 社のシステムによって運用されています。本町は、YouTube のシステム運用状況に関する質問や、ソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等に関して、一切お答えすることができません。
- (6) 当アカウントは、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (7) 本町は上記(1)～(6)のほか、当アカウントに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

6 運用ポリシーの変更

運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。

7 発信手順

総合政策課が動画を投稿する場合

- ア 総合政策課は、投稿する動画を作成し、総合政策課長の確認を得て投稿する。
- イ 投稿後、総合政策課は事務用のパソコン等で動画内容の確認をし、修正や追加がある場合は、即時に対応を行う。

所管課からの依頼で動画を投稿する場合

- ア 所管課は、投稿する動画を作成し、総合政策課に提出する。
- イ 総合政策課は、文章の内容を確認し、投稿する。
- ウ 投稿後、所管課は事務用のパソコン等で動画内容の確認をする。修正や追加がある場合は、即時に総合政策課へ連絡する。